

# 新型コロナウイルス感染症の影響による

# 保険税(料)の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方等について、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の一部または全部が減額される制度があります。

## 保険税(料)減免の対象となる方

①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

保険税(料)の全額を減免

②主たる生計維持者の収入が減少した世帯

保険税(料)の一部を減免

※②の減免対象となるのは次の(1)~(3)のすべてを満たす方です。

※介護保険料については(3)を除く。

(1) 主たる生計維持者の令和3年中の給与、事業、不動産、山林収入のいずれかが、令和2年中と比べ、30%以上減少すること。

(2) (1)の収入を除いた主たる生計維持者の令和2年中の所得金額が400万円以下であること。

(3) 主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額が1000万円以下であること。

●申請期限/令和4年3月31日(木)まで

詳細は各課へお問い合わせください。

■国民健康保険税について  
問 税務課所得課税係  
[内線132~134]

■後期高齢者医療保険料について  
問 国保医療課医療給付係  
[内線122~125]

■介護保険料について  
問 保健福祉課高齢者・介護保険係  
[内線156~159]

## ご自宅からの確定申告をお願いします

新型コロナウイルス等感染予防対策として、ソーシャルディスタンスに配慮した配置や会場内の換気等に努めますが、さらに密を避けるため、積極的にe-Tax(電子申告)等を活用し、ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

○e-Tax(電子申告)で提出する

マイナンバーカードまたは税務署で登録したID・パスワードがあれば、パソコンやスマートフォンで作成したデータをそのまま税務署に提出することで確定申告書の提出が完了する、電子申告を利用することができます。

○郵送・窓口で提出する

パソコンやスマートフォンで作成した確定申告書や手書きで作成した申告書を郵送または窓口で提出することができます。

市役所税務課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所の窓口で、市民税・道民税申告書、確定申告書の用紙をお渡しすることができますので、「所得のない方」や「ご自身で申告書を記入できる方で、事前に作成できる方」はお早めの自書申告をお願いします。

○郵送先

### 【確定申告書】

〒040-8505 函館市中島町37番1号 札幌国税局業務センター函館分室

### 【市・道民税(国民健康保険税)申告書】

〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号 北斗市役所税務課所得課税係

【ご注意】

各窓口で申告相談を受けることはできません。各窓口では、申告書の配布、自書申告書の受け取りのみの取り扱いとなりますのでご注意ください。

※申告書の様式は、北斗市ホームページに掲載していますので、ご利用ください。